

別表 1 (第 2 関係)

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率
<p>東京都食育推進計画に掲げた指標目標の達成に資する取組</p>	<p>東京都内を住所地とする下記に掲げる団体</p> <p>(1) 農業協同組合（連合会を含む）</p> <p>(2) 漁業協同組合（連合会を含む）</p> <p>(3) 事業協同組合（連合会を含む）</p> <p>(4) 商店街振興組合（連合会を含む）</p> <p>(5) 商工組合（連合会を含む）</p> <p>(6) 消費生活協同組合（連合会を含む）</p> <p>(7) 財団等の公益法人</p> <p>(8) 学校法人</p> <p>(9) 特定非営利活動法人</p> <p>(10) 次のアからウのすべてに該当し、都が特に必要と認めるもの（特認団体）</p> <p>ア 定款等、組織運営に関する規約の定めがある</p> <p>イ 3 者以上の個人又は法人で構成されている</p> <p>ウ 代表者の定めがある</p>	<p>事業内容の欄に掲げる活動に要する経費</p>	<p>補助対象経費の 2 分の 1 以内</p> <p>ただし、別に定める場合を除き、一事業実施主体当たり 200 万円を上限とし、千円未満の金額は切り捨てる。</p>